

協議第38号

商工観光関係事務事業の取扱い(その1)について

商工観光関係事務事業の取扱い(その1)について提出する。

平成16年5月19日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	23 - 10	各種事務事業の取扱い 商工観光関係事務事業の取扱い(その1)について
<p>< 商工業振興事業 > 商工会は、合併後の速やかな統合に向けて調整に努める。 商店街振興事業のイベントは、継続する。ただし、プレミアム商品券については見直す。 企業誘致助成は継続する。ただし、温泉町若者定住就労及び雇用促進奨励金と同様の助成については見直す。 融資制度は継続する。ただし、限度額については温泉町の例により統一し、短期償還期限については浜坂町の例により統一する。</p> <p>< 勤労者対策事業 > 新卒・Uターン就業者激励会は、新町単独で実施する。 住宅資金助成事業は、廃止する。就労・雇用助成事業については見直す。 杜氏組合は、温泉町の例により統一する。各事業については見直す。</p> <p>< 観光振興事業 > 観光協会は、現行のまま引き継ぐ。ただし、合併後3年以内の統合に向けて調整に努める。 観光イベントは継続する。</p> <p>< その他事業 > 温泉源は、現行のまま引き継ぐ。ただし、温泉審議会については、温泉町の例を基準に統一する。 第3セクターは、現行のまま引き継ぐ。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議